

※この内容は、代表者の方が必ず会員の皆様へ周知してください。

地区公民館の利用について

平塚市教育委員会

公民館は、「社会教育法」に規定された社会教育施設です。利用に当たっては、「平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例並びに条例施行規則」「平塚市立公民館利用承認基準」を遵守してください。

1 利用団体の登録

公民館の利用に当たっては、公民館利用団体の登録が必要です。登録は、「公民館利用団体登録（調査）票」と「団体の会員名簿」の提出により行い、審査の上承認された団体（原則5名以上）が利用できます。継続して利用する場合でも毎年度登録が必要となります。

なお、営業や特定の宗教・政治活動が目的の団体、及び個人での利用はできません。

2 利用時間

利用時間は、午前9時から午後10時までです。（準備・片付け・清掃の時間を含みます。利用終了時間の5分前を目安に片付けを開始するなど、ご協力をお願いします。）

3 休館日

休館日は、年末年始の12月28日から1月4日までです。

4 利用申込み

- (1) 利用日の前月1日（ただし、1日が土曜日、日曜日、祝日、休館日に当たる場合は、翌日以降でこれらに当たらない最初の日）に抽選を行います。八幡公民館では該当日の1週間前から抽選日の9時15分までに利用申込書を提出し、他の団体と重なった場合には抽選になります。
- (2) 利用には事前申込みが必要です。利用日の7日前までに必ず利用申込書を提出してください。電話での予約や申込みはできません。
- (3) 1団体につき原則月3回までです。
 - ア 「1室 3時間以内」の利用を1回とします。ただし、調理室のみ1日を限度に1回とします。
 - イ 月4回目以上の利用は、当月において利用が1回終了するごとに、次の1回分の利用を申し込むことができます。
 - ウ 広く地域住民のために活動している地域団体（自治会、地区社協等）については、対象外とします。
- (4) 公民館事業や施設点検等がある場合は、利用の変更やお断りをする場合があります。
- (5) 申込みの取消し（キャンセル）は、早めにお知らせください。

5 利用上の注意事項

- (1) 利用に当たっては、職員の指示に従ってください。
- (2) 利用開始前には、必ず職員に声を掛けてください。また、終了時には清掃をし、退館の際には利用終了の報告をしてください。

- (3) 調理室利用時は衛生面に充分注意し、清掃・片付けを徹底するとともに、使用後の食器等は水分をしっかりと拭き取ってください。冷蔵庫に食材等を保管することはできません。また、調理した食品を館外に持ち出すことは、衛生上の問題からしないでください。
- (4) 公民館の備品を使った場合は、必ず元あった場所に片付けてください。貸出しを受けた物は、事務所へ返却してください。ペン・のり・テープなどの消耗品は各自でご用意ください。
- (5) 公民館は皆さんが利用する施設です。あいさつ等お互いに気持ち良く利用できるよう心掛けてください。また、施設や備品は大切に利用してください。万が一施設や備品を破損、汚損してしまった場合は原則として利用者の負担で原状回復（修理・弁償等）をしていただくこととなりますので、十分ご注意いただくとともに、破損、汚損の際は必ず申し出てください。
- (6) 活動内容により、近隣への迷惑や利用者等への影響を及ぼす恐れがある場合は、利用の制限をさせていただくことがあります。
- (7) 配達物や荷物などの受取りや預かりはできません。
- (8) 緊急の連絡を除き、団体への電話取次ぎはできません。なお、活動日や活動の有無等は各団体内で確認してください。
- (9) 次の場合は、あらかじめご相談ください。
 - ア 会員募集や活動情報等の情報紙への掲載及び其他媒体での発信
 - イ 多人数が集まったの会合等、通常とは異なる内容の活動を計画するとき
- (10) 公民館は、環境への配慮を推進している施設ですので、皆さんのご協力をお願いします。
 - ア ごみはすべてお持ち帰りください。
 - イ 節電・節水にご協力ください。なお、空調の設定温度は、季節ごとに目安（暖房：12/1～3/31 温度18℃、冷房：7/1～9/30 温度28℃）があります。また、状況に応じて部屋のカーテンなどもあわせて利用いただくと、空調の効果が高まり、省エネにもなります。
- (11) 館内は全面禁煙です。喫煙は、指定の場所をお願いします。
- (12) 室内は、原則として飲食禁止です。
- (13) 貴重品の管理は、各自十分気をつけてください。忘れ物は3か月保管後に処分します。
- (14) **駐車場には限りがあるので、車での来館は控えたり、乗り合わせて来館するなどご協力をお願いします。**また、環境配慮の点からも自転車や公共交通機関の積極的な利用をお願いします。
- (15) 自転車・自動車は決められた場所に駐輪・駐車してください。路上への駐車や近隣の施設等への無断駐車も厳禁です。前向き駐車で近隣に御配慮いただくとともに、停車中はエンジンをお切りください。
なお、駐輪場・駐車場内での事故及び盗難等について、一切責任は負えません。
- (16) 小さなお子さんをお連れの方は事故のないよう、また、近隣及び他の利用者に迷惑のかわらないように注意してください。
- (17) 施設内への無断での張り紙等は禁止です。また、サークルで所有する物品の保管や預かりはできません。
- (18) 施設の管理上、団体の利用中でも職員が部屋に立ち入る場合があります。
- (19) 公民館活動に伴うコピー・印刷機の利用は、事務室へお声かけください。なお、印刷物に関する著作権等の取扱いは、各自の責任でお願いします。
- (20) 新規会員募集を行う際は、講師の「私塾」と誤解を与えかねない表現（月謝、生徒募集、連絡先が講師）は使用しないでください。また、予約や利用についても、講師ではなく会員が主体的に行うなど、会員主体による活動をしてください。
- (21) その他不明な点は、職員にお問い合わせください。

皆さんがお互い気持ち良く利用できるようにご理解とご協力をお願いします。

平塚市立 公民館利用団体登録（調査）票 **記入例**

太枠の中を記入

		整理 No.			地区館長	主事	受付者					
令和6年4月1日現在		記入者氏名	平塚 太郎									
1	団体の名称	フリガナ	ツドウ・マナブ・ムスブカイ		略称							
			つどう・まなぶ・むすぶ会									
2	代表者 代表者と 代理者は別住所	〒254-****	住所	平塚市〇〇*-*		日中連絡可の番号						
		フリガナ	ヒラツカ タロウ									
		氏名	平塚 太郎		電話	090-****-****						
3	代理者 代表者不在時 連絡先	〒254-****	住所	平塚市		番号						
		フリガナ	オイワケ ハナコ									
		氏名	追分 花子		代表者・代理者 いずれかは 公民館区域内在住としてください							
会員数 5人以上としてください		(平成31年4月1日発足)										
		地域の課題を解決するため、地域づくりの計画を作成する。										
		公民館まつりの展示にて成果を発表する。										
会員数		総数	年代									
会員の居住地 原則として、過半数は 公民館区域内在住としてください			~小学生	~中学生	~10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~	
		10 人				5	2	1	3			
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	
6	会員の居住地	公民館区域内	10		人							
7	会則・規約	無・有	有の場合は添付									
		男女の区別を削除しました 年代の記載方法を 代としました										
8	会則・規約 前年度から変更がない場合も 添付してください	入会金	500		円	会費	1回・月・年500		円			
		〒254-****	住所	平塚市××*-*		複数の場合は添付						
		フリガナ	チュウオウ キミコ									
		氏名	中央 公子		電話	070-****-****						
		謝礼金 1回・月		1000		円						
		その他(材料費等) 1回・月		円								
10	活動予定	回数	月・年 1回土曜日		時間	9時00分 ~ 12時00分						
11	他施設における活動	施設名	ひらつか市民活動センター			回数	月・年 1回土曜日					
		施設名				回数	月・年 回 曜日					
12	新規入会 原則として可	可・否	入会の 条件	無・有(中学生以上)		入会否の理由						
13	連絡先	入会等の問合せ先		代表者・代理者	関係書類の送付先		代表者・代理者					
団体	1 青少年団体 2 女性団体 3 成人団体 4 高齢者団体 5 その他											
分野	1 語学・国際交流・多文化 2 歴史・伝統文化 3 古典・文学 4 情報処理・科学・技術 5 音楽・美術・農業											
	6 教育・学術 7 福祉・医療・人権・共生 8 法律・経済 9 芸術・美											
	11 演劇・舞踊・ダンス 12 書道・茶道・華道 13 スポーツ・交流											
	16 家庭・趣味・料理 17 まちづくり・地域活動 18 ボランティア・NPO 19 娯楽・ゲーム 20 その他											
内容												

会員数
5人以上としてください

会員の居住地
原則として、過半数は
公民館区域内在住としてください

会則・規約
前年度から変更がない場合も
添付してください

代表者・代理者
いずれかは
公民館区域内在住としてください

講師とその家族以外から
選出してください

男女の区別を削除しました
年代の記載方法を 代としました

入会否の理由
新規入会が否の場合のみ
記入してください

* 入会等の問合せにおいて代表者または代理者の氏名、電話番号、会員数、会員の居住地を提供することがあります。

* 内容を変更する場合は、記入者氏名、団体の名称、その他変更箇所を記入して再提出してください。

公民館利用団体登録（調査）票の記入にあたって

2 代表者・3 代理者

- 代表者・代理者は異なる方としてください
- 代表者か代理者のどちらか一方は、公民館区域内居住者としてください
- 代表者・代理者・講師は住所が異なる方としてください（同一家族でない方）
- **講師は代表者や代理者にはなれません**（会員の主体的な活動の中で会員が必要に応じて講師を依頼するため）

5 会員数

- 会員名簿は書式内容を満たしていれば、任意の様式での提出も可能です

7 会則・規約等

- 会則・規約等がある場合は添付してください
- 調査票は年度毎に保存するため、昨年度提出した場合も再度添付をお願いします

9 講師（指導者）

- **講師が主宰する「私塾」「教室」は認められません**
- 代表者・代理者とは住所が異なる方としてください（同一家族でない方）

10 活動予定

- 新規入会の問合せがあった際に使用します
- 利用希望日や時間帯を保証するものではありません

12 新規入会

- 公民館活動は、入会「可」を前提とします
- 入会「不可」の場合は、理由を記入してください（**知人・友人のみの活動は、「つどい・学び・むすぶ」という公民館の目的から認められません**）
- 入会の条件がある場合は、具体的に記入してください

13 (1) 団体や入会等に関する問い合わせ先

市民の生涯学習を支援することを目的として、団体情報や入会の希望、団体同士の交流等に関する問い合わせが公民館にあった場合、対応していただくための問い合わせ先となる方を確認するものです。問い合わせがあった際には、必要に応じて連絡先等の情報を提供することがあります。

その他

「地区公民館の利用について」の各種注意事項を必ずご確認ください、会員の皆さまにも周知していただきますようお願いします。

※提出した登録（調査）票の内容に変更（取消も含む）があった場合は、必ず 変更の申請をお願いします（記入者氏名、「1 団体・グループ・サークルの名称」、変更内容（該当項目）を記入してください）。